

道路交通法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歩行補助車等）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の歩行補助車等は、次に掲げるもの（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。</p> <p>一 歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート</p> <p>二 レール又は架線によらないで通行させる車であつて、次のいずれにも該当するもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 車体の大きさが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。</p> <p>ロ 車体の構造が歩きながら用いるためのものとして内閣府令で定める基準に該当すること。</p> <p>（免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）</p> <p>第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 海外旅行をしていたこと。</p>	<p>（歩行補助車等）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の歩行補助車等は、歩行補助車及びショッピング・カート（これらの車で原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）</p> <p>第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 海外旅行をしていたこと。</p>

- 二 災害を受けたこと。
- 三 病気にかかり、又は負傷したこと。
- 四 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。
- 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じたこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと。

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間(第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者(法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証(以下「免許証」という。))に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「適性試験」という。))を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。)にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。)において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一・二 (略)

三 前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果法第一百五十一条の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつ

- 二 災害を受けたこと。
 - 三 病気にかかり、又は負傷したこと。
 - 四 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。
 - 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じたこと。
- (新設)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間(第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者(法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証(以下「免許証」という。))に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「適性試験」という。))を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。)にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。)において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一・二 (略)

三 前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果法第一百五十一条の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、

ては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限
り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る
。で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの
更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした
場合における特定誕生日の四十日前の日

四・五 (略)

2 (略)

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げると
おりとする。

一〇四 (略)

五 法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定
により運転経歴証明書の交付を受けた者

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由は
、第三十三条の六の二第三号から第六号までに掲げるものとする。

4 (略)

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の四 (略)

第三十九条の二の五 法第百五条第二項において読み替えて準用する法

第百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定に

当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当
該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。で
法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 更新
を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合に
おける特定誕生日の四十日前の日

四・五 (略)

2 (略)

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げると
おりとする。

一〇四 (略)

(新設)

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由は
、第三十三条の六の二第三号から第五号までに掲げるものとする。

4 (略)

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の四 (略)

(新設)

より効力を失った免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第三項の規定による免許の取消しの基準又は法第九十条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの要件に該当している者

二 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当している者

三 法第百五条第一項の規定により効力を失った免許の全てについて法第百条の二第一項の基準該当初心運転者（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）に該当している者

2 | 前条の規定は、法第百五条第二項において準用する法第百四条の第四第六項の規定による運転経歴証明書の交付について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」と、「同条第二項」とあるのは「法第百五条第一項」と、「を取り消され」とあるのは「が効力を失い」と読み替えるものとする。

（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域）

（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域）

第三十九条の四 法第七十七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三〇七 (略)

(法第七十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第七十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
	大型自動	(略)		
運転免許	法第九十	(略)	五百円(第三十三	千四百円(第三十
試験手数料	車免許、 中型自動	七条の二	条の六の二第六号	三条の六の二第六
	車免許又	第一項第	に掲げるやむを得	号に掲げるやむを
	は準中型	三号又は	ない理由のため免	得ない理由のため
	自動車免	第五号に	許証の更新を受け	免許証の更新を受
	許に係る	該当して	ることができな	けることができな
	試験	同項の規	定適用	定適用
		定適用	験にあつては、四	試験にあつては、

第三十九条の四 法第七十七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三〇 スロベニア共和国
- 四〇八 (略)

(法第七十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第七十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
	大型自動	(略)		
運転免許	法第九十	(略)	五百円	千四百円
試験手数料	車免許、 中型自動	七条の二		
	車免許又	第一項第		
	は準中型	三号又は		
	自動車免	第五号に		
	許に係る	該当して		
	試験	同項の規		
		定適用		

大型自動		車免許又は牽引免許を受ける場合	許をいう。以下同じ。又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	小型特殊自動車免許又は原動機付自動車免許に係る試験	法第九十条の二	五百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）				七条の二						
（略）	（略）				第一項の						
（略）	（略）				規定の適用を受け						
（略）	（略）				用を受け						
（略）	（略）				る場合						
（略）	（略）										
（略）	（略）										
（略）	（略）										
（略）	（略）										

大型自動		車免許又は牽引免許を受ける場合	許をいう。以下同じ。又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	小型特殊自動車免許又は原動機付自動車免許に係る試験	法第九十条	五百円	千四百円	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）				七条の二						
（略）	（略）				第一項の						
（略）	（略）				規定の適用を受け						
（略）	（略）				用を受け						
（略）	（略）				る場合						
（略）	（略）										
（略）	（略）										
（略）	（略）										
（略）	（略）										

備考 (略)	(略)	免許証再 交付手数料 は第二種運 転免許に 係る免許証	(略)	第一種運 転免許又 は第二種 運転免許 に係る免 許証	(略)	千五百 十円	千百 円	(略)	(略)	たものに対する交	他の種類 の免許に 付にあつては、 八係る事項 を記載する ことに二百 円を加えた額
										たものに対する交	

2・3 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一 一般違反行為に付する基礎点数

(略)	一般違反行為の種類	点数	速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)、積載物重量制限超過(大型等十割以上)、携帯電話使用等(交通の危険)、無車検運行又は無保険運行	六
			速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)、放置駐車違反(駐停車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割以上十割未満)、積載物重量制限超過(普通等	三

備考 (略)	(略)	免許証再 交付手数料 は第二種運 転免許に 係る免許証	(略)	第一種運 転免許又 は第二種 運転免許 に係る免 許証	(略)	千五百 十円	二千三百 五十円	(略)	(略)	他の種類の免許に	係る事項を記載 することに二百 円を加えた額
										他の種類の免許に	

2・3 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一 一般違反行為に付する基礎点数

(略)	一般違反行為の種類	点数	速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)、積載物重量制限超過(大型等十割以上)、無車検運行又は無保険運行	六
			速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)、放置駐車違反(駐停車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割以上十割未満)、積載物重量制限超過(普通等	三

<p>十割以上)、携帯電話使用等(保持)又は保管場所法違反(道路使用)</p>	<p>警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反(駐停車禁止場所等)、放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満)、積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反(長時間駐車)</p>	<p>二点</p>
<p>混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左</p>		<p>一点</p>

<p>十割以上)又は保管場所法違反(道路使用)</p>	<p>警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反(駐停車禁止場所等)、放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満)、積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等(交通の危険)、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反(長時間駐車)</p>	<p>二点</p>
<p>混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左</p>		<p>一点</p>

折合凶車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追いつかれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合凶車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合凶不履行、合凶制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大き
 さ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

二・三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に

折合凶車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追いつかれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合凶車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合凶不履行、合凶制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大き
 さ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

二・三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に

定めるところによる。

- 1～5 (略)
- 6 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における13から17までに規定する行為をいう。
- 7 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における18又は20から22までに規定する行為をいう。
- 8 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における24から46まで、48から61まで又は63から115までに規定する行為をいう。
- 9～14 (略)
- 15 「携帯電話使用等(交通の危険)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為(同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。)をいう。
- 16～21 (略)
- 22 「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為(15に規定する場合を除く。)をいう。
- 23～37 (略)
- 38 「遮断踏切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

定めるところによる。

- 1～5 (略)
- 6 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における13から16までに規定する行為をいう。
- 7 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における17、19又は20に規定する行為をいう。
- 8 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における22から44まで、46から60まで又は62から115までに規定する行為をいう。
- 9～14 (略)
- (新設)
- 15～20 (略)
- (新設)
- 21～35 (略)
- 36 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

39| 45| (略)

46| 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、19|に規定する行為以外のものをいう。

47| 48| (略)

49| 「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(20|に規定する行為を除く。)をいう。

50| 54| (略)

(削る)

55| 71| (略)

72| 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為(34|に規定する行為を除く。)をいう。

73| 82| (略)

83| 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の第三項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、47|に規定する行為以外のものをいう。

84| 91| (略)

37| 43| (略)

44| 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、18|に規定する行為以外のものをいう。

45| 46| (略)

47| 「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(19|に規定する行為を除く。)をいう。

48| 52| (略)

53| 「携帯電話使用等(交通の危険)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為(同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。)をいう。

54| 70| (略)

71| 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為(32|に規定する行為を除く。)をいう。

72| 81| (略)

82| 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の第三項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、45|に規定する行為以外のものをいう。

83| 90| (略)

92] 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（48]に規定する行為を除く。）をいう。

93] ～ 97] (略)

98] 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（50]に規定する行為を除く。）をいう。

99] ～ 103] (略)
(削る)

104] ～ 128] (略)

別表第六（第四十五条関係）

(略)	反則行為の種類別			
	反則行為の種類		車両等の種類	反則金の額
(略)	六 速度超過（二十五以上三十未満）又は携帯電話使用等（保持）			
(略)	大型車	普通車	二輪車	原付車
(略)	二万五千元	一万八千元	一万五千元	一万二千元

91] 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（46]に規定する行為を除く。）をいう。

92] ～ 96] (略)

97] 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（48]に規定する行為を除く。）をいう。

98] ～ 102] (略)

103] 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（53]に規定する場合を除く。）をいう。

104] ～ 128] (略)

別表第六（第四十五条関係）

(略)	反則行為の種類別			
	反則行為の種類		車両等の種類	反則金の額
(略)	六 速度超過（二十五以上三十未満）			
(略)	大型車	普通車	二輪車	原付車
(略)	二万五千元	一万八千元	一万五千元	一万二千元

十二 速度超過（十五以上二十未満）又は遮断踏切立入り	大型車	一万五千元	十六 速度超過（十五未満）、信号無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	(略)	(略)	十八 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務	(略)	(略)	大型車	七千元
	普通車	一万二千元							大型車	一万二千元
	二輪車	九千元							普通車	九千元
	原付車	七千元							二輪車	七千元
									原付車	五千元

十二 速度超過（十五以上二十未満）又はしや断踏切立入り	大型車	一万五千元	十六 速度超過（十五未満）、信号無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、携帯電話使用等（交通の危険）、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	(略)	(略)	十八 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務	(略)	(略)	大型車	七千元
	普通車	一万二千元							大型車	一万二千元
	二輪車	九千元							普通車	九千元
	原付車	七千元							二輪車	七千元
									原付車	五千元

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の18に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の45に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

ち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11 (略)

12 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)）」とは、別表第二の備考の二の46に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)）」とは、別表第二の備考の二の83に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15・22 (略)

三 (略)

ち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11 (略)

12 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)）」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)）」とは、別表第二の備考の二の82に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15・22 (略)

三 (略)